

# 福建莆田における 木蘭陂の管理機構と協応廟

森田 明

## はじめに

福建莆田に位置する木蘭陂は、宋代の創設から元、明、清、民国を経て現代に至るまで、一貫して存続してきた中国の水利組織の典型として注目されている。<sup>①</sup>勿論その間において、木蘭陂を基幹として、圳溝（水路）の拡張伸長ともなつて、灌漑面積（地域）が南洋から北洋へと拡大するとともに、管理機構の規模や性格も歴史的に変転してきたことは言うまでもない。

ところで、木蘭陂についてはかつて、莆田地域（南洋・北洋）<sup>②</sup>全体の水利体系の一環として拙稿で言及したことがある。<sup>③</sup>これに対して、好並隆司氏から特に「陂田」をめぐつ

て、その解釈に批判が提出され、前田勝太郎氏からは、明代以降の管理機構について補遺的な論考が発表され、再考すべき点が少ないことに気付いた次第である。<sup>④</sup>

そこで両氏の指摘を参考にしながら、本稿では木蘭陂に限定して、若干の新たな史料と新たな観点を補充し、再検討を加えることにしたい。たださきに述べたように、木蘭陂は宋代から現代に至る長期的な存続過程において、管理機構に歴史的变化が見られるので、その具体的な内容と特徴を明確にするため、ここでは創設期の宋代を中心に、管理機構の形成とその特徴と同時に、創設者の李宏を祀る協応廟と、公権力との関係を主題として考察することが目的である。なお、部分的には旧稿と重複するところがあることを、お断りしておきたい。

## 一 木蘭陂の創設

福建地方の水利開発については、既に唐代中期から宋代にかけて、急速に進展したことが指摘されている。開発の基礎的条件としては、当地の人口の増加にともなう土地利用の拡大を可能にする、水利灌漑の発展が不可欠であった。その特徴を「河川の多くは、溪の名をもって呼ばれるように、急流にして短直なのが特色であり、山地は花崗岩からなる秃山が多く、河川は枯渇しやすい。したがって、平常から蓄水を中心として、旱魃に備えなければならなかった。一方、干満差の激しい海岸河口では、隄・塘の防波堤を設けて、潮汐の遡流を防ぐとともに、流れてくる水を貯えて付近の田畝に灌漑し、また奥地では陂・湖という同様の蓄水のための貯水池が発達した」と述べている。

こうした福建地方の水利についての一般的な特色は、木蘭陂の莆田地方においても例外ではない。中央を西から東へと瀬溪が通じていて、それを挟んで北側を北洋、南側を南洋と呼んでいた。具体的な水利開発について、「北洋は那人の呉興が、唐の神龍年間（七〇五〜七〇六）に防潮堤を作ると同時に、延寿陂を設けて灌漑し、南洋でも唐の元和八年（八一三）に、觀察使の裴次元が紅泉に堰を築いて水を蓄え、荒地を開墾して三百二十二頃を開いた」とい

う。これによって少なくとも、莆田地域においても水利開発の先鞭が、八世紀から九世紀初めに着けられたことは明らかである。

しかし、それはあくまで部分的、端的な開発に止まっておき、本格的な施設の構築には程遠かったと言わざるを得ない。特に南洋地区においてその感が強い。すなわち、「郡之南北洋、自隋以前、皆草莽魚鱉之区、及唐呉興、裴次元、築堤障海、始墾為田、呉之築陂延寿、以溉北洋、而南洋所資、六塘瀦積有限、旱乾無救、水利開發、功猶有待也」とあるように、北洋に比して、南洋はなお基本的に六塘（六か所のため池）に依存していたが、その貯水能力に限界があったため、旱乾期には対応できず、本格的な水利開発が待望されている。まさに「莆之水利、始於唐盛、於宋大備」という通り、宋代を待たねばならなかった。

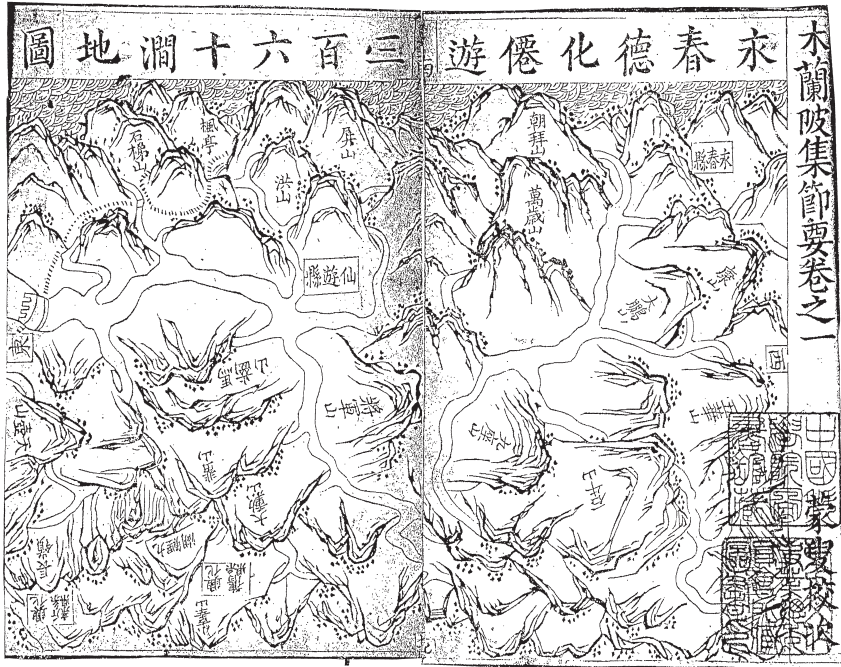
本来、莆田県は、「県治瀕海、含三百六十澗之水、鹹淡交流、不為利而害、自宋嘉祐以前、禾苗不長、惟蒲生焉、邑乘莆田、名泉之所由来也」、あるいは「莆昔溪海相通、平疇斥鹵、稲苗不長、惟蒲生焉、民艱食也、……宋熙甯以前之民、困可想矣」とある如く、溪流と海水が混合する、禾稻の生育しない斥鹵の蒲生地であった。まさに莆田の県名の由来するところであった。したがって、当地の本格的な水利開発には海流の浸入を遮断する防潮堤とともに、溪流の調節と配分を行う陂堰の構築が不可欠であった。これ

ら両者の一体的、総合的開發を前提として初めて、莆田平野の農業生産地としての実現が可能になったのである。それが実現したのは北宋の嘉祐、熙甯年間、つまり、一一世紀後半になってからのことであった。こうした趨勢の背後にあったものは、政情に伴う人口重心の南方移動にあったことは周知の事実である。

さて、以上述べてきたような当地の水利の根本的な課題の解決を促進したのは、次のような政治的契機にほかならなかった。「水利興、然皆有司之事、熙甯初安石、導神宗興利、始詔諸路、勸誘修陂塘圩隄議、功旌寵長者、起民間有時、木蘭是詔也」<sup>13</sup>と端的にその事実を指摘している。神宗に重用された新法派の王安石は、多岐にわたる新法政策を実施したが、その基本は経済主義にあり、農業生産力の発展と国家の富強にあった。特に農業発展の鍵は水利にあることを強調している。彼の政策の核心は、農田水利法（いわゆる農田利害条約）に集約されているが、要するに「灌漑の利は農事の大本」とする神宗の意志の下における積極的な民間活力の利用と推進、それに対する官府の支援と奨励にあった。このような神宗帝の意を帯した王安石の農田水利法の施行によって、全国的な水利建設は急速に盛行し、その成果は極めて顕著であった。<sup>14</sup>

その一環としての木蘭陂の場合について、具体的に見ていくことにしたい。先に触れたよりも、最も早い時期の七

世紀Ⅱ唐代貞觀年間（六二七〜六四九）には、莆田地域では六か所の塘池（ため池）が開鑿され、溪水を蓄えて既に農田灌漑を試みていたが、貯水量が少なく、そのため旱天に耐えられず、抜本的な水利灌漑の確保が不可欠であった。その後、最終的な木蘭陂の完成は、北宋の治平元年（一一〇六）から元豐元年（一一一〇）の約二〇年間に、二回の開發工事の失敗を経て実現したのである。すなわち、「宋治平初、長樂呂錢氏女捐金築陂、將軍巖前、重成隨敗、女痛憤、投水死、県委主簿、黎眇相視亦亡、繼有同邑進士林從世、改築於温泉口亦、為潮衝而功屢不成、歲歉日甚、上下嗷嗷、束手無策」<sup>15</sup>とあるように、錢氏女と林從世の前二回の努力の甲斐もなく、相次いで失敗に終わっており、收穫は殆ど期待できなかった。これを受けての三回目の挑戦こそが木蘭陂の開設であった。熙甯八年（一一〇七）五、神宗帝の全国的な水利振興に対する詔勅に応じて、侯官県人の李宏兄弟は莆田に入り、僧人馮智日と共に実地調査を実施し、木蘭山下に適地を定置し、家産七万余緡を投じて当地の民衆を動員して木蘭陂の建置に着手した。堅牢な石積みによって建造された陂壩（ダム）には、三二の閘孔（水門）が設けられ、上流の永春、徳化、仙遊三県の溪流を貯水する一方、海潮の遡入を截断し、その間の鹵地だった空間に、七本の大溝と無数の小溝を張り巡らせるとともに、斗門や涵口（排水口）を多数設置して、農地内の



永春德化僊遊三百六十間地圖前後坡址方位及莆陽南北水利圖(『木蘭陂集節要』卷之一より)

配水、排水を調節した。その結果、唐代から始まった莆田地域の水利開発は、幾多の方法や失敗を重ねながら、遂に八年間の工事期間を経て、元豊六年(一〇八三)に抜本的な木蘭陂の完成を見たのである。これによって、長年にわたる莆田地域の水利上の課題は一挙に解決され、かつての鹵地は万余頃の沃地となり、画期的な農業生産力を創造し、その著しい発展は、民食、軍儲の両面において大きな経済的効果をもたらすことになった(「永春德化僊遊三百六十間地圖前後坡址方位及莆陽南北水利圖」を参照)。

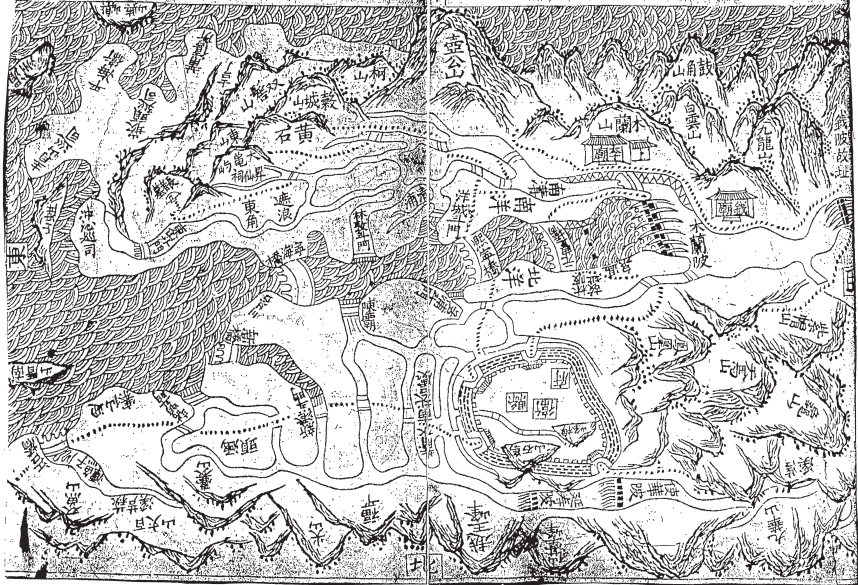
## 二 木蘭陂の管理機構

木蘭陂の創設によって莆田地域の灌漑面積は、万余頃にもおよび受水灌漑村落は大小百か村近くに達したが、これらの地域における木蘭陂の水利組織は、どのように管理されていたのであろうか。以下において具体的に検討することにした。

既に明らかなように、木蘭陂はあくまでも李宏が個人的資財をもって詔勅に応じて、地域の民衆の協力のもとに築造したものであった。したがってその後も、李宏を中心とする地域の民間管理機構を確立し、水利施設の維持と運営に当たることになっている。「陂成立



前 後 陂 址 方 位 及 莆 陽 南 北 水 利 圖



後、立支子李念二、在莆守陂、將廢塘五所、填塞為田、分給貧民耕種、歲輸租石二千七百餘石、除標撥雪峰等寺外、撥七百石、興化府家、養贍人材、八百石立陂司、委子孫、掌管修陂等用、柱傾則支困、缺則補圳、壅則疏、歲修勞田、日食錢定數、……」とその概要を記している。それによれば、木蘭陂の完成後、李宏は支子李念二を莆田に残し、責任者としてその管理に当たらせた。先に述べた木蘭陂成立以前に、灌漑用のため池として設けられていた五か所の塘池が不要となったので、これを埋め戻して農田としている。これらの農田は貧民に耕種され、年間二千七百餘石の租穀を得ている。そのうち、興化府学などへの育英費としての寄捐のほかには八百石をいわゆる「陂田」として捐置し、陂司の下で木蘭陂の管理（役員の手当、修理費やその人件費）、さらに後述するように祖先の祭祀費などに充当することになっている。陂司には原則として創始者の李宏の子孫が継承することになっていた。しかし、「按長者之創、是陂規模宏遠、知身不能常存陂、不能無壞、乃立有田得利之家、為陂司、以掌修陂財穀、立正副、更代巡視察、設甲頭以督租、小工以司啓閉、各有酬勞田、区画至為精密」とある通り、管理者としての李氏の子孫が、単独で陂司として広範囲に木蘭陂下の水利地域の管理を、全面的に実施すること

は困難であった。そのため、地元の水利の受益の大きい複数の有力地主層を加えたいいわゆる陂司集団が構成され、集団的に管理運営に当たったのである。複数の陂司集団の中から当年の陂正、陂副が選ばれ輪番で職掌である、修陂と財穀の管理を担当した。その下には実務としての督租に当たる甲頭、閘口の開閉業務を担当する小甲などがあつた。

なお、陂司集団の構成については、「当李長者、築陂時、嘗捐金助費、捐田開溝者也、……木蘭陂水利、原委亦言、設陂司人役十四戸<sup>②③</sup>」とあり、また「陂成立、水南大姓一十四戸、規塘地、墾田六百斛、為陂之贍<sup>②④</sup>」とあるので、陂司人役は一四戸から成つており、彼らは何れも、水南（南洋）の大姓（有力地主層）で、李宏の木蘭陂の築造時に、資金の提供や、開溝のための捐田、あるいは塘池（ため池）を墾田化するなどを通じて、造成の協力者であつたことがわかる。

要するに木蘭陂の管理機構の中枢は、李宏の後裔を中心としながら、その協力者の有力地主を加えた集団的体制を基本とするものであつた。

しかし、こうした管理体制も、時間の経過に伴つて変化を余儀なくされるようになっていった。その理由は端的に言えば、「歳久滋燹、歴代官司、各立規例禁約、以申明之<sup>②⑤</sup>」とあるように、先述のような民間の自立的な管理機構も、一定の時間的経過のなかで種々の弊害が生じた結果、従来

の管理運営に対し公的関与が加えられるようになったのである。すなわち、管理上の種々の弊害を防ぐために、地方官が管理規定や禁約条項を作成し、管理機構に公権力が介入するようになった。その過程について以下に具体的にみることにしたい。

まず、「……按本陂抽出八百石、修陂、蓋有備無患之遠慮也、後因陂正副人等、不思前人之美意、將拘取財穀、直指為私帑、或公然拳措、或恣意耗散、至於陂有損壞、動擾官府、於是官司拘□……<sup>②⑥</sup>」とあるのに注目すべきである。既に述べたように、木蘭陂の創設者である李宏は、その管理のための財源として、自ら措置した陂田収入の一部（八百石）を維持運営の基盤として、陂司の自主的運用に任せたのであつた。しかし、陂司自身がその陂田の収益を横領し、別途に借用するなど、恣意的に乱用した結果、肝心の水利施設の維持に障害をもたらすに至っている。また、別に「但歳久滋燹、或乘人之死、而冒姓僥求、或回家貧乏、而私自典売、故正副之名、至今雖存、而正副之子孫、正副之田土、多非其旧、甚至祭賽、不遵旧例、提督不守旧規、以致水利不時歲用、告困民情、利病莫大<sup>②⑦</sup>」とあり、陂正、陂副に輪番で当たつた管理責任者は、何れも水南の大姓であつたにも拘わらず、その後の経過の中で、他姓を仮称して利益を求めたり、没落して勝手に土地を売却したりして、その子孫や田土は旧を止めず、本来の任務を果たせ

ず、木蘭陂の管理に深刻な問題を招くことになった。こうした状況に真つ先に動揺し危機感を覚えたのが官府であった。それは木蘭陂の創設によって、莆田地域に画期的な農業生産力の発展をもたらした成果が、管理者によって阻害され、施設の損壊を放置することは、新法の成果に反する行為として、政治的に迅速かつ適切な対応を取らざるを得なかったのである。

なお、陂司らによる木蘭陂の重要な管理基盤である陂田収入の不正は、創始者の李宏を祖神とする祭祀用の香灯田の管理にも及んでいた。「香灯田、本為奉持計也、初皆正副管収、歲供子孫、以奉香火、後供給不時、官始撥出、……因彼時巧捏、歲畝高漲、租額所割、不及百畝、歴代子孫衰微、佃戸欺隱、勢家侵奪<sup>30)</sup>」とあるように、香灯田も陂田収入の一部として、陂正、陂副の管理下において支出されていたが、その不正に加えて、子孫の衰微に乗じての佃戸の欺隱、勢家の侵奪によって、年ごとの香火に不足を来たすことになり、結局官の手を経て供奉されることになっている。これに関連して陂司らの役員や、祭祀従事者への酬労田もまた盗収や、悪質な佃戸によって送納されず、関係者に支給されなくなり、祭祀の欠礼に至ったという。そのため、酬労田の管理、並びに支与についても、歴代の官司による規定の下での施行に俟つことになっている。<sup>31)</sup>

以上のような木蘭陂の管理機構の核心とも言うべき、陂

司の機能や、陂田の運用が、本来の民間の自主性の弛緩と弊害によって、水利機能の崩壊の危機に達着したことが、必然的に官の関与に介入を招くことになったのである。その具体的な過程と実態について見ると、まず「詹時升、本軍知軍、宣和初、檢校陂田、署長者廟、并立陂司規例<sup>32)</sup>」とあるのがそれである。北宋末の徽宗の宣和元年（一一一九）、興化軍の知軍の詹時升が陂田の実情を調査するとともに、李宏の長者廟についてもその職務に関して、「陂司規例」を制定している。その概要を述べれば、木蘭陂に付属の陂田について、毎年佃戸より得られる小作米の使途と、その定額を詳細に規定したものである。正、副の酬労分をはじめとして、木蘭陂の管理を担当する小工、塘夫、夫工などへの雇工錢や修陂錢の額数についても明示している。<sup>33)</sup>この措置がどの程度の効果をもたらしたかは明らかではないが、その後、南宋初期の高宗の紹興二十一年（一一五一）にも、県丞陳彌作が戸部に対し、再び「陂司規例」の頒行を申呈している。これから推測すれば、さらに規制の強化を必要とする事態があったものと考えられる。陳彌作の報告によれば、「……正副糾役、財穀足用、全頼陂司人役、比年所差正副、多緣僥求、視水利、無一分顧惜、歲中造帳、恣意侵欺、錢穀侵失、民田亦隨祀壞也<sup>34)</sup>」とあるように、陂司の財穀管理が乱脈を極め、彼らによる恣意的な帳簿の不正による欺瞞や私占の結果、実費収入は定額の

一、二割にも及ばなかったという<sup>35)</sup>。こうした錢穀の侵失の、水利への影響を憂慮し、陳彌作は衆議を経て、「革去四弊、立五例」を、主管司の興化軍通判に提出し、当面の課題Ⅱ弊害の根本的解決を図ろうとした。その内容は、節目ごとに全文を鏤刻して、厳正に遵守せしめるべく、水利司の主管の下で公示されている<sup>36)</sup>。

その全文の紹介は紙幅の関係で割愛せざるを得ないが、最も重要と思われる第一条を示すと、「一乞革寄莊充役之弊、木蘭陂、以土着有陂分大田戸、輪差正副、縁有浩大田畝、乃肯為衆尽力、年有酬勞、日有食錢、厚加優潤、絶侵欺之心、比年、寄莊田戸、冒名僥求、盜売陂田、漏洩水利、各以敗露時、具案牘、夫人遠離郷土、甘心執役、決非良善、必肆侵欺、頃年知軍張直講、詳究弊源、專有指揮、不得差寄莊戸、乞賜止絶<sup>37)</sup>」とある。なお、この条項の貼説(補足)には、「……元係李長者、本派子孫輪流、前来與南洋承食水利田、多上戸、相參充陂正副、掌管錢穀、專備修陂、祭賽等用、欲其互相閔防、以貽久遠、李長者本派子孫、以科名目、罕有求者、李宇等不係長者宗派、冒名僥求、林從世子孫林安義等、因典田、修陂議被、土着豪挾、執乘攬奪……」<sup>38)</sup>と付している。両者を総合すれば、要するに第一条は、木蘭陂の管理機構の根幹である陂司(正副)と陂田に関する問題で、陂司には李宏の本派子孫や、南洋の大田戸が任じたが、彼らの名をかたる本派以外者や寄莊

の客戸が陂田を盜売し、典田した結果、水利に重大な障害をもたらしたのである。これら寄莊戸の充役による不正を嚴重に禁じるもので、知軍がその実態追求と根絶に乗り出している。その他の条項名だけを示すと、「一乞革執占拖欠之弊」、「一乞革典田拳債之弊」、「一乞革非汎科輸之弊」<sup>39)</sup>であり、その項目名からも察しられるように、不正管理者による陂田の典田や拳債、佃戸支配による欠租、科輸の不正など何れも、管理基盤を侵害する詐術的技巧の弊害を厳禁したものである。

その上に、五例のいわゆる「定例」を掲げ、「……已具提拳常平衛照会、並牒莆田県施行去詔外、今板榜木蘭陂亭、曉諭衆戸及陂正副人等通知、常切遵守、無至違戾者」<sup>40)</sup>と、その内容は提拳常平司、莆田県に具申する一方、木蘭陂亭にも制札として掲示され、広く一般の農民や陂正・副人にも遵守の徹底を要請している。その五例とは、「一収管財穀……右件錢穀永為定例」、「二輪差正副、各要正名」、「三興工修築、各要着実」、「四年中神福、己有定例」、「五幹當酬勞、永為定例」<sup>41)</sup>である。具体的な名数や額量・高下は省いたが、総合的に木蘭陂の管理上の要件としての財穀の確保、陂正副の責掌、修興の実施と酬勞の交与、並びに祭祀の奉持等、当初、李宏ら民間の地主集団による自主的な管理方式の弛緩と弊害を除去し、管理機能の正常化を公権の規制を通じて実現しようとしたものである。こうした



公権の介入によって、必ずしも管理体制の正常化が、直ちに実現したとは考えられず、なお、その後も一定の規定が加えられている。甯宗の慶元五年（一一九九）に興化軍知軍兼管内勸農事の錢孜らによって定立された、「宋木蘭坡正副定例破籍」はその一つである。これは淳熙元年（一一七四）、知軍潘時が破門の重修に際し、先に莆田臬丞の陳彌作が、大田戸一二名について、その田畝種数等について輪流の秩序を定め、正、副の充差を定めたのに対し、衆拳によって余士端、朱公廩を加え、合計大田戸一四名の新籍を作成し、その管幹の継承による機能の強化と、民便を図つたものである。<sup>(43)</sup>

この背景には、「縁歲月深遠、所差正副、多非籍内有田之家、或挾勢形、以越次、或賄賂、以冒充、或借佔基、以代名、或結党、與以妄拳、其規模特為文具、所以破内有田之家、皆不願充、而所充之人、略不以水利為急、直指破司財穀、如其家之私帑、甚至溝塍不修、神福不賽、官賦不納、雇錢不支、百弊具有焉、如去歲、南岸其功微、有損動、破司恬然、不肯役工、一旦洪水、所衝決數千餘丈、破身甚危、……」<sup>(44)</sup>とあるように、正規の破正、破副でない籍外者の横行と彼らによる財穀の侵奪、破司としての職務怠慢が、破身の危機を招いているという状況があった。これに対処して行われたのが、破正、副の破籍の明確化にほかならない。すなわち、一四戸の大田戸の姓名と、田畝の種類、高下

の順序を確定するために、一四名の破司について実地に詳細な調査を実施して証明し、文書によって報告している。<sup>(45)</sup>破司の管理職掌の厳正化のために、身元調査、すなわち破籍を明らかにし、籍外者の不正の排除を目的としたものであった。これは少なくとも形式上破司の公選と言える。

以上、宋代熙甯八年に李宏を中心とし一二戸（後に二戸を加える）の地元の大田戸らの協力によって着手され、元豊六年に完成した木蘭坡の管理機構の変化について考察してきた。その当初の管理機構は、彼らの捐錢、捐田などの義助によって創設されたものであったから、その措置にかかる破田を経済的基盤とし、彼らを主体とする破司集団が管理する民間の自主的組織であった。しかし、その後の歴史の経過の中で、本来の民間管理機能の中核たる破司、破田をめぐる危機的状況が、運用や役割の正常化のため、官が介入して「規例」を通じて規制につとめるに至っている。こうした変化は、地主集団の主體的な管理による水利組織からその内部的弊害を抑制、排除するための公権力の權威に依存する官装的管理組織へと移行したことを示している。公権力は独自の全面的な水利支配を行うのではなく、在地の有力大田戸らによる、いわゆる伝統的な破司支配を公権力によって権限を補強し、運用の崩壊を抑止するものであった。その意味で、好並氏の破田の存在を公私の接点とし、地主支配の安定と国家支配の媒介項をなすもの

との指摘は、首肯すべきであろう。

ともあれ、それではどうして木蘭陂の管理機構に対し、宋代期間中に再三にわたる公権力によるテコ入れが行われたのであろうか。既に述べたように、木蘭陂の開設は、宋代熙寧年間における神宗下の積極的な勸農政策の振興に伴う、水利開発の一環として、莆田平野に画期的な農業生産力の創出を実現した。その成果は、陂内の地域社会における一般農民の民食の安定を保障したのみならず、むしろそれ以上に、宋代の国家財政にとって極めて重要な意義を与えるものであった。ちなみに、「……其白地、尽輸於官、以為官莊田、官司酬獎、李公得小龜嶼東沿海白地、後人墜海、而耕皆仰餘波、計其所溉、殆及万頃、變渴鹵、為上腴」<sup>(46)</sup>とあり、「興化軍儲、總六万斛、南洋官莊尤多」<sup>(47)</sup>とあり、更に「夫官中歲計、半在陂司……陂司錢穀、即常平財穀」<sup>(48)</sup>とある。これらの一連の記事によれば、李宏が取得した沿海の白地（荒空地）は官莊田として寄与されたものであり、水利の普及によって万頃の沃地となった。南洋にはこうした官莊が多かったが、一方陂田もまた、官への捐田という形式を通じて、擬似的に官莊化されていたものと考えられる。興化軍儲總數六万石のうち、その過半数の三万七千石が、陂田からの輸納に依っており、官中の年間収入の半分が、常平財穀として陂司の掌中下に掌握されていたのであった。こうした実状を考えるならば、木蘭陂の管

理に対する関与の積極的な態度も当然であろう。木蘭陂の水利の安定は、専制国家としての宋朝にとって不可欠な政治的、経済的課題にほかならなかったのである。

### 三 木蘭陂と協応廟

前節で述べたように、木蘭陂の開設は、地元の有地主層（大田戸）の協力があつたとはいえ、あくまで李宏の功績によるところが、最も大であった。彼は元豊六年（一一〇八）に木蘭陂が完成した直後、四二歳で死没している。

死後、二元豊六年、李宏卒、莆民德之、立廟陂上、以德成功立祠、……此當時、報祀之公心也、後人附祀錢氏女、於陂廟、專於香山宮<sup>(50)</sup>とあり、「長者、陂之南岸、歲時致祭、李氏子孫世一人、主其祀、初号義廟」<sup>(51)</sup>とある。

すなわち、木蘭陂の開置を通じて、莆田地域の農業生産に尽くした李宏の貢献とその公徳心に対し、農民は深く感謝し、陂廟を立てて報恩の意を示した。当初は義廟と呼ばれ、広く民衆の敬愛を集めたが、年々の祭祀は李宏の子孫が中心となって司るのが基本であった。その場合の祭祀費用や、関係者への酬勞費の支出は、李宏が最初に捐置した陂田の中の香燈田から充てられることになっていた。

その後、三十数年を経て、「宣和初、知軍詹時升、檢校修陂田土、称賞殊功、特陂上廟、為李長者廟、嗣是林尚書

大鼎鄭、編修樵記、其創陂事蹟、劉後村克莊、又并其建廟始末、子孫報祀之典、而并記之、始祖功勳、昭始日月、百世不可磨也<sup>54</sup>とあるように、北宋末の宣和初年に至り、知軍の詹時升が李宏の功績を官の立場から賞揚して李長者廟としている。続いて、林尚書は、李宏の創陂の事蹟を顕彰するため、樵記を編纂するなど、その勳功の偉大さを長く後世に伝えるべきものと称賛している。こうした公権力<sup>55</sup>は宋朝の李宏の業績に対する積極的評価は、南宋に入ってから強化されているのがわかる。「紹定五年、陳知丞、見本廟香燈缺少、子孫日食不充、就陂田内、撥出租陸拾石、與李天與、奉祭祀協心廟香燈、此宋朝褒崇之典也<sup>56</sup>」とあるのは、まさに宋朝の基本的態度を示すものであろう。

すなわち、李長者廟に対する政治的公認と同時に、紹定五年に香燈の不足、子孫の窮境のため、陳知丞が陂田からの出租によって、香燈を支出し、公権による奉祀の経済的保障を行っている。それから更に約三十年後の景定年間に至り、宋朝は決定的な施策を行うに至っている。それは「郡守趙與禪、請于朝、景定三年、理宗皇帝、特賜御書詔勅、始祖為惠濟侯、廟號協心、錢氏封惠烈協順夫人<sup>56</sup>」とあるのがそれである。つまり、景定三年（一二六二）、郡守（知軍）の趙與禪の朝廷への要請に基づき、時の理宗皇帝は始祖李長者宏に対し、誥勅（爵位等の任命書）によって惠濟侯の封号と李長者廟に協心廟という廟号を賜与するこ

とにしている。併せて李宏に先行して、治平年間（一〇六四〜一〇六七）に捐金によって築陂を試みたが、失敗して痛憤水死した長楽の錢氏女にも、その志行を悼み、惠烈協順夫人の封号を与えている。

李長者廟の協心廟への公的昇格に続いては、「後人乞勅該部、行令本府県有司、修葺廟宗春秋遣官一員致祭、而以原併祀者配享、仍查李宏子孫、優免其家差役、及追香燈田畝、……<sup>57</sup>」とあるように、礼部に許可を求め、地方官が協心廟の修築を行うとともに、春秋の廟祭には官員一人を派遣している。そのうえ、李宏の子孫に対して差役を優免して優遇し、香燈田畝にも適用している。協心廟並びに廟祭に対するこうした特別な配慮と厚遇措置を見る時、木蘭陂の宋朝における意義と、その関係性の重大さを理解することができよう。廟祭に当たっては、「主祭官、本府掌印官為之、至日率僚属、清晨盛服、詣廟東齐斤、簽祝文畢礼……<sup>58</sup>」と、地域の関係官僚を主祭官として、当日早朝に属僚を伴って威儀を正して、廟東の齐斤に出仕し、儀式後に捧帛と同時に祝文を唱奉することになっていた。主祭官の奉贊の祝文は、「維年月日、興化府知府某等、欽奉朝命、致祭于惠濟侯、長者李公曰、惟公天性好義、篤於濟人、念莆諸水、悉輸于海、平田万頃、餘潤弗漸、爰罄家貲、築陂以溉、昔年槁壤、悉化良田、立我蒸民、伊誰之力、軍国之費、亦頼于茲、……」とある。その内容は言う

までもなく、李宏の木蘭陂の創業が、万頃の良田化を実現し、農民と同時に国家、興化軍にとっても大きな経済的恩恵を与えたものとして、その好義と貢献を讃えたものである。ちなみに、当日奉呈された祭品は、豚一頭、羊一頭、帛一匹、黍稷稻粱、酒、蠟燭、菓品、香、祝紙、筆、墨、分胙紙となっている<sup>60</sup>。

以上、李宏を始祖とする李長者廟に対する官民の篤信行為を見てきたが、特に宋朝の崇廟政策が目目され、国家の尊信と顕覧の厚重さが看取されるところである。

ところで、かかる宋朝の態度を国家の一般的な祠廟政策の中で、どのように位置づけられるであろうか。先行研究に依りながら、その意義を考察することにした。唐宋期、就中宋代の祠廟に対する廟額、封号の下賜について、その対象と性格、手続きなどや、適応の個別的、具体的な事例研究が行われている<sup>61</sup>。それらによれば、祠廟とは端的に言えば、国家祭祀や民間信仰としての神を祀る宗教施設を指している。廟神には自然神、人格神を含め多様な性格のものがあつたが、その中には、朝廷から廟額、封号が与えられ、祭祀が正式に認められるとともに、一定の保護が加えられるものがあつたのである。北宋末の徽宗帝が、「人民に対して功業があつたにも拘わらず、いまだ祀典に登録されていない諸神については、上奏を行す<sup>62</sup>」との詔を出したのを機に、人民や地方官の要請に基づいて、朝廷に

上申し、その中から一定の祠廟に対し、賜額、賜号が付与されたという。こうした施策は概ね熙寧年間以降に広行われるようになったとされており、その目的は正祠と淫祠を峻別し、当該廟の国家公認の正祠であることを明示し、権威付けを図るためとしている。

しかし、一方ではそうした祠廟政策は、単なる宗教政策の一環としたものでなく、むしろ政治的な意図から行われたとする見解がある。すなわち、宋朝が専制支配を基本とする王朝国家である限り、地方社会の政治的、経済的安定は王朝政治にとって不可欠な課題であつた。須江氏の指摘によれば、徽宗朝下における封号、廟額下賜の突出した増加や、その福建、四川における地域的偏重が見られるという。これは要するに、宋朝が自らの権力基盤の強化と安定のため、祠廟対策を通じて、当該社会への政治的関与を意図したものにほかならないとしている<sup>63</sup>。また、北宋の神宗、徽宗期という中央政治の混乱時に、こうした政策が推進され、下賜の乱発されたことに、宋朝権力の限界が露呈しており、その一因が中央権力に内在するものとする点に注目したい。こうした政治状況が、祠廟と国家権力、あるいは地域社会と地方有力層と国家権力との関係性の強化を必要としたのである<sup>64</sup>。

ともあれ、宋朝の祠廟政策における廟額、封号の下賜の基準としたのは、基本的に廟神が王朝の統治理念に合致し

ているか否かであったことは当然であるが、具体的には「水・旱・兵・疫」という経済的、政治的、社会的に民衆や国家にとつての重要現象に対する顕著な靈験の有無にあった。この視点から見て、莆田地域に画期的な農業生産力を生成した木蘭陂の創設者李宏を祭神とする協応廟の存在と、その価値は、宋朝にとつて地方神とはいえ、最高の位置づけに値するものであったと言えよう。以上のような事情から考えて、上述した協応廟に対する宋朝の処遇は首肯されるところであろう。

## おわりに

上節において、木蘭陂の管理機構と木蘭陂の創設者を祭神とする協応廟に対する権力の関与と対応を具体的に検討してきた。そこで明らかになったことは、当時の政治的、経済的状况のなかで、木蘭陂の実現した貢献は、莆田地域や興化軍に対する寄与に止まらず、宋朝にとつても、その政策的効果の実現として、重要な保護と支援の対象であった。特に民間の自主的管理機構として発足しながらも、内部的弊害による管理機能の低下と危機は、公権にとつて無視できず、官の規制を通じてその安定に関与せざるを得なかった。一方、地方勢力も公権を受容し、それを擬装化すると同時に公権力側もまた、地元の陂司を主体とする有力

地主層の地方支配の安定を保障する役割を果たすことになった。こうした関係の中に、公私の結合性が認められるのであり、かかる両者の関係は、協応廟の祭祀を通じても同様であることは、先に見た通りである。

以上のような宋代における木蘭陂の管理機構の性格と特徴は、元代以降の水利組織としての地域的拡大とともに内部的矛盾が発生し、明清以降においては、組織の性格も一定の変容を辿ることになった。<sup>(64)</sup> その詳細な具体的検討は別稿に譲ることにするが、簡言すれば、相対的な公権力の低下<sup>(65)</sup>によって宋代においては、多くの個々の村落を包括的、統一的に支配していた管理組織が分散し、個々の村落の役割が浮上して、陂司、陂田の消滅とともに、郷紳層、農民を主体とするいわゆる地域の水利社会集団へと、変容するに至るのである。<sup>(66)</sup> しかし、元明清においても地方公権の関与は消滅したわけではなく、その後も地方官による木蘭陂並びに協応廟に対する一定の寄与は続けられている。<sup>(67)</sup> これは宋代における木蘭陂、協応廟に対する価値意識の伝統的な歴史的継承にほかならない。

なお、最後に付言しておきたいのは、近年日本、中国、台湾の水利史研究者の共通課題となっている水利組織の理論的な性格規定<sup>(68)</sup>について、本稿では木蘭陂についてのその判断を留保し、明清の考察後に委ねることにしたい。これと密接に関連する問題として、農田水利事業における国家



と社会の關係について、最近興味ある研究が發表されて<sup>⑧</sup>いる。全体について述べる余裕がないので、本論と関連する一端を紹介すると、官府の名において頒行される多くの水利章程は、実際には官府の手から出されたものではなく、それぞれの水利組織の集衆の公議を経たものによつて、官府の認可を求めたものであり、それは官府の認可<sup>⑨</sup>による、合法性と權威性を与えられたものであるとしている。かかる理解の普遍的な妥当性は是非については、先<sup>⑩</sup>の水利組織の性格規定と直接関連するので、十分な検討は、別稿に俟つことにし、本稿はあくまでも一つの実証的な事例研究としての検討材料に止めておきたい。

## 注

- 〈1〉 汪家倫・張芳編著『中国農田水利史』（農業出版社、一九九〇年）第五章第二節、第六章第五節、第七章第二節参照。武漢水利電力学院『中国水利史稿』編写組『中国水利史稿』中冊（水利電力出版社、一九八六年）一一四—一二九頁参照。福建省水利史志辦『莆田木蘭陂』（『福建水利史志資料』第四期、一九八五年六月）参照。これらの中国における木蘭陂の研究は、主に歴史的な技術工程の發展に重点が置かれており、管理機構についての言及は見られない。
- 〈2〉 拙稿「福建省における水利共同体について」（『歴史学研究』第二六一号、一九六二年）。

- 〈3〉 好並隆司「農業水利における公権力と農民——陂田の解釈について」（『歴史学研究』第二七一号、一九六二年）。
- 〈4〉 前田勝太郎「明代中期以降の福建における水利機構の変貌について」（『東方学』第三三輯、一九六六年）。
- 〈5〉 注〈1〉『中国農田水利史』四〇八—四一二頁並びに注〈4〉前田論文。
- 〈6〉 日比野丈夫「唐宋時代に於ける福建の開發」（『東洋史研究』第四卷第三号、一九三九年）。北山康夫「唐宋時代における福建省の開發に関する一考察」（『史林』第二四卷第三号、一九三九年七月）。
- 〈7〉 右記、北山論文。
- 〈8〉 『莆田水利志』卷六、公牘。
- 〈9〉 『莆田水利志』卷五、祀祠。
- 〈10〉 『木蘭陂集』卷一、旧序。
- 〈11〉 『莆田水利志』卷五、章奏。
- 〈12〉 『木蘭陂集』卷六、国朝重修木蘭陂記。
- 〈13〉 『莆陽水利志』卷八、伝記。
- 〈14〉 『木蘭陂集』卷一、旧序。注〈1〉『中国水利史稿』中冊、一一四—一二九頁において、全国における農田水利の成果が詳細に述べられている。
- 〈15〉 右記、『中国水利史稿』中冊、一二六一—一二七頁。
- 〈16〉 『木蘭陂集』卷一、辯宗奏疏。
- 〈17〉 『莆田水利志』卷七、伝記によれば「李宏、有唐裔也、其先有因安史之乱、避地来闢者、卜居候官福星坊、雄於財、宏有大志嘗欲傾家貲、以济世」とある。

〔18〕 同右に「今日乃傾家、得緡錢數百萬、原注宋志云李率錢七万余緡」とある。

〔19〕 同右「至熙甯年間、天子詔興水利、臣祖李宏兄弟、自候官県、応詔入莆、與異僧馮智日、相定址木蘭山下、傾家貲七万緡余、率衆疊石成陂、三十二閘、上障永春德化仙遊三県溪流、下裁海潮、就鹵地、大溝七条、小溝無數、以分受之、設抵海斗門四所、木石涵二十九所、以蓄泄之、由是天不能旱水、不能澇、灌溉莆洋上中下段、田上万余頃、民食軍儲、頼以充足」。なお、木蘭陂の規模や構造などの工学的内容については、注〔一〕『中国農田水利史』三七三—三七六頁に詳しい。

〔20〕 『木蘭陂集』卷一、水利地圖。

〔21〕 『木蘭陂集』卷一、辯宗奏疏。

〔22〕 『木蘭陂集』卷三、陂田総数。

〔23〕 『莆田水利志』卷五、祀祠、附陂田。

〔24〕 『木蘭陂集』卷三、陂司人役姓名。

〔25〕 『莆田水利志』卷五、祀祠。

〔26〕 『莆田水利志』卷八、木蘭陂記。

〔27〕 『木蘭陂集』卷三、陂司人役姓名。

〔28〕 『木蘭陂集』卷三、陂田総数。「長者撥捨塘田租穀総数」。

〔29〕 『木蘭陂集』卷三、陂司人役姓名。

〔30〕 『木蘭陂集』卷三、陂田総数。「官撥香燈酬勞租穀総数」。

〔31〕 同右。

〔32〕 『木蘭陂集』卷三、歴代官司有功陂廟爵名、宋詹時升。

〔33〕 『莆田水利志』卷五、陂田、宋宣和元年知軍詹時升陂

司規例。『木蘭陂集』卷四、累朝規例、宋、陂司規例。

〔34〕 『木蘭陂集』卷四、木蘭陂司規例。

〔35〕 同右。

〔36〕 『木蘭陂集』卷四、木蘭陂司規例。

〔37〕 『木蘭陂集』卷四、木蘭陂司規例。『莆田水利志』卷五、宋紹興二二年県丞陳彌作申明戸部陂司規例。

〔38〕 『木蘭陂集』卷四、木蘭陂司規例。宋紹興二二年県丞陳彌作申明戸部頒行、一乞革去化寄莊充役之弊、貼説。

〔39〕 『木蘭陂集』卷四、宋木蘭陂司規例。

〔40〕 同右。

〔41〕 同右。『莆田水利志』卷五、宋紹興二二年県丞陳彌作申明戸部陂司規例。定例の具体的な内容については前者に詳しい。

〔42〕 『木蘭陂集』卷三、陂司人役姓名。「陂正一人、陂副一人」。

〔43〕 『木蘭陂集』卷四、木蘭陂正副定例陂籍。

〔44〕 同右。

〔45〕 好並隆司「農業水利における公権力と農民——陂田の解釈について」(『歴史学研究』第二七一号、一九六二年)。

〔46〕 『莆田水利志』卷七、伝記。

〔47〕 『莆田水利志』卷七、伝記。

〔48〕 『木蘭陂集』卷四、木蘭陂司規例。高宗紹興二二年県丞陳彌作申明戸部頒行、一乞革非汎須之弊。

〔49〕 『木蘭陂集』卷一、長者影像、「長者諱宏、福州候官人、生宋慶歴二二年壬午三月十七日、応詔創木蘭陂、元豊六年癸

亥五月二十五日卒、四十二歳、葬興福里、東山澳頭石巖下。

〔50〕『木蘭陂集』卷一、請祀奏疏。

〔51〕『木蘭陂集』卷一、建修遷移始末。

〔52〕『莆田水利志』卷七、木蘭陂記。

〔53〕『木蘭陂集』卷三、陂田総数。

〔54〕『木蘭陂集』卷一、辯宗奏疏。

〔55〕同右。

〔56〕同右。

〔57〕『木蘭陂集』卷一、請祀奏疏。

〔58〕『木蘭陂集』卷二、行礼儀式。

〔59〕『木蘭陂集』卷二、祝文。

〔60〕『木蘭陂集』卷一、祭品。

〔61〕例えば須江隆「唐宋期における祠廟の廟額、封号の下賜について」(『中国——社会と文化』第九号、一九九四年)、松本浩一「宋代の賜額・賜号について——主として『宋会要輯稿』にみえる史料から」(昭和六十年年度科

報告書『中国史における中央政治と地方社会』研究代表者野口鉄郎、一九八六年)、須江隆「福建莆田の方氏と祥応廟」(宋代史研究会研究報告『宋代社会のネットワーク』)、小林義廣「宋代福建莆田の方氏一族について」(中国中世史研究会『中国中世史研究』続編、京都大学学術出版会、一九九五年)など参照。

〔62〕須江氏は、「当時そうせざるを得なかつた政治的、社会的な状況を、下賜の契機となる靈験の分析から洗いだすこと、或いは下賜の件数が極めて集中している地域をとり

あげて、その地域のもつ特徴や、宋朝にとつての意義を明らかにすることは、宋朝権力の本質を説明することに連るはずである」と述べているのは、示唆に富んでいる(同「唐宋期における祠廟の廟額・封号の下賜について」)。

〔63〕注〔61〕須江論文「福建莆田の方氏と祥応廟」を参照。

〔64〕前田勝太郎「明代中期以降の福建における水利機構の変貌について」(『東方学』第三二輯、一九六六年)。

〔65〕拙稿「明清時代における木蘭陂の管理機構の変容について」を發表予定。

〔66〕『莆田水利志』卷七、伝記、「重修木蘭陂記」(彭鵬

など)。

〔67〕『木蘭陂集』卷三、「歴代官司有功陂廟爵名」、宋、元、明、清。魯西奇・林昌丈著『漢中三堰——明清時期漢

中地区的堰渠水利与社会変遷』(中華書局、二〇一一年)所収、「伝統中国農田水利領域的“国家”与“社会”」一六

五—一六七頁の表13、木蘭陂の欄参照。

〔68〕拙稿「中国と台湾における水利史研究の近況と新動向」(「黄富三教授栄退暨第二回台湾商業伝統国際学術研究会議資料」収録。二〇一〇年九月二三日〜二五日、中央研究院台湾史研究所)、参照。

〔69〕注〔67〕論文「伝統中国農田水利領域的“国家”与“社会”」参照。

〔70〕同右、一七九頁。